

社 会 保 険

いばらき

9

9月分の保険料は新しい標準報酬月額で

2016 September
NO.458

- 被保険者資格取得時の本人確認事務変更のお願い
- 健康診断のご案内
- ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの実施について
- 各種申請書等の提出先一覧表



「ヒガン花の風景」(撮影・大子町)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

平成28年9月分の保険料から

新しい標準報酬月額で計算し控除してください

本年7月に提出いただいた「算定基礎届」により、新しい標準報酬月額が決定いたしました。

この標準報酬月額は、今後、昇給や降給などにより月額変更に該当する場合を除き、平成28年9月から平成29年8月分までの1年間の保険料や保険給付額の基礎となります。

新しい保険料の控除はいつから

保険料の控除は、原則、前月分の保険料を当月支払われる給与から控除することになっています。

よって、新しく決定された標準報酬月額による保険料控除は、平成28年10月に支払われる給与からとなります。

年金支給額が変わる場合があります

在職中で老齢厚生年金を受給されている方は、標準報酬月額の改定により、年金の支給額が変わったり、全額停止になる場合があります。

事業主の皆様へ

標準報酬月額は、給与から控除する保険料の基礎となるだけではなく、将来受ける年金額の計算ベースにもなりますので、必ず、被保険者に通知して下さい。

厚生年金保険の保険料率が改定 されます

平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は平成29年9月まで毎年改定されることになっています。

平成28年9月分（平成28年10月31日納付期限分）から平成29年8月分までの保険料率は、次のとおりです。

【一般】

現 行

変更後

一般の被保険者	17.828%	➡	18.182%
厚生年金基金加入者	12.828%～15.428%	➡	13.182%～15.782%

【坑内員・船員】

現 行

変更後

一般の被保険者	17.936%	➡	18.184%
厚生年金基金加入者	12.936%～15.536%	➡	13.184%～15.784%

* 健康保険料率・介護保険料率・子ども・子育て拠出金率に、改定はありません。

詳しくは管轄の年金事務所へお問い合わせ下さい。

日本年金機構からのお知らせ

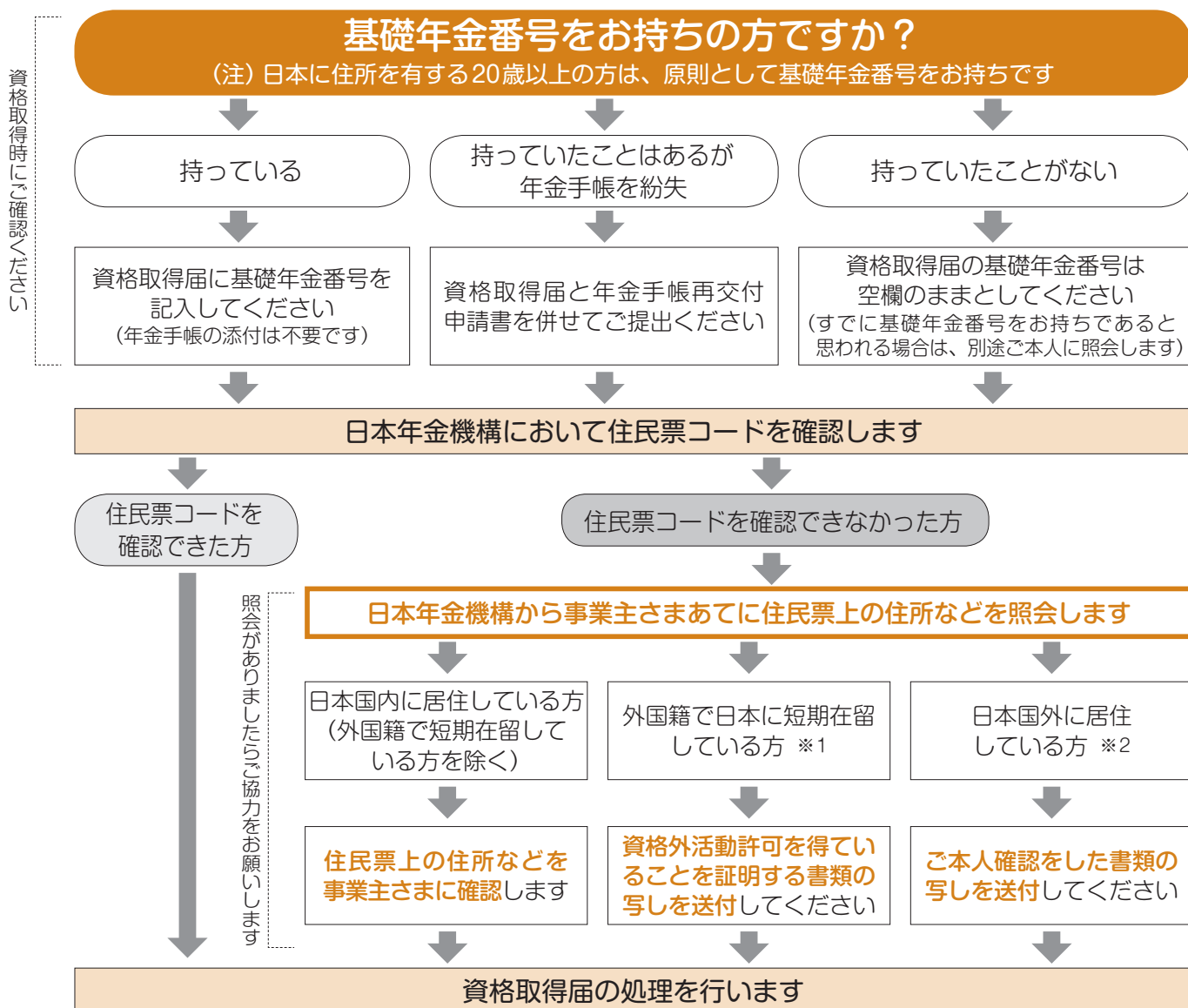
事業主の皆さまへ

被保険者資格取得時の本人確認事務変更のお願い

日本年金機構では、公的年金にかかるサービスの向上と本人確認の徹底のため、基礎年金番号と住民票コードとの「結び付け」を進めております。

基礎年金番号と住民票コードの「結び付け」を一層促進するため、平成28年9月から厚生年金保険の加入時にも住民票コードの特定を行うこととしました。なお、住民票コードの確認ができなかった場合は、資格取得の処理を保留し、事業主さまあてに住民票上の住所等の照会をさせていただきます。

お手順をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。



※1 短期在留している外国人の本人確認は、旅券の身分事項のページの写しと、
⑦ 旅券の資格外活動許可証印のページ、① 資格外活動許可書、② 就労資格証明書 のいずれかの写しにより行います

※2 日本国外に居住している方の本人確認は、日本国内に居住している方に準じて、運転免許証、旅券（有効期限内のパスポート）、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付き）等の写しにより行います

* 本人確認の証明書については、日本年金機構ホームページでご確認ください。

年金 本人確認

検索

詳しくは管轄の年金事務所へお問い合わせ下さい。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

今年度の健診はお済みですか？

平成28年度(平成28年4月～平成29年3月)

健康診断のご案内

年度内お一人様1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助します。

生活習慣病予防健診(被保険者さまの健診)について 35歳～74歳の被保険者(ご本人)の方が対象の健診です。

- ◆ **がん検診の内容も含まれます！**(肺がん・胃がん・大腸がん等)
病気の早期発見やその後の治療に大変有効です。
- ◆ **とってもおトク！**
健診費用の約6割を協会けんぽが負担するので、**18,500円相当の健診を約7,000円の自己負担**で受けることができます。
- ◆ **定期健康診断の内容をすべて含みます！**
事業者に義務付けられた「労働安全衛生法に基づく定期健康診断」の項目をすべて含んでいます。

受診までの流れ



特定健康診査(被扶養者さまの健診)について

40歳～74歳の被扶養者(ご家族)の方が対象の健診です。

40歳～74歳の被扶養者(ご家族)さまが対象の健康診断で、基本的な項目に加え、医師が必要と判断した場合には詳細な項目も補助の対象となります。

受診の際には、保険証・**特定健診受診券**・健診費用(自己負担額)が必要です。

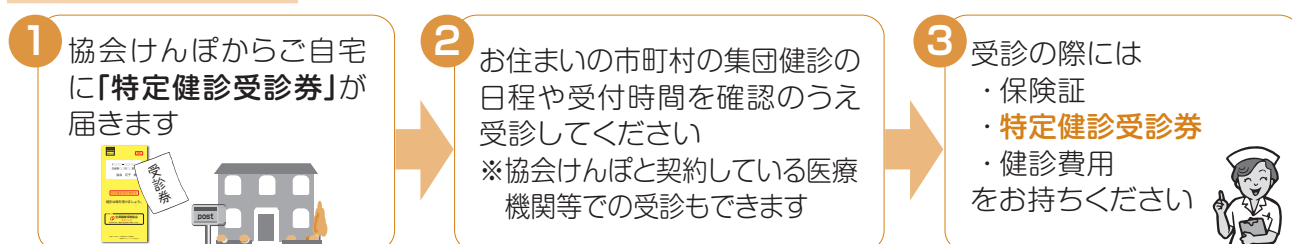


❖ 受診場所と自己負担額

個別健診	協会けんぽの契約医療機関で受診する場合の自己負担額は 1,862円 です。
集団健診	市町村が実施する集団健診の会場(保健センターや公民館など)で受診する場合の自己負担額は 500円 です。

お住まいの市町村では、がん検診も受けられます！
がん検診についての詳細は各市町村の広報をご覧ください、お住まいの市町村へお問い合わせください。

❖ 受診までの流れ



協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの実施について

対象となる方にジェネリック医薬品軽減額通知を送付しています

対象者

協会けんぽのご加入者さまで、
◆主に慢性疾患（喘息、リウマチ等）
などの先発医薬品を長期間服用され
ている方

◆お薬代の自己負担軽減額が一定額以
上見込まれる方

※すべての加入者に通知されるものではありません。

送付 時期

28年度内に **2回**お知らせします

1 回目の通知 ⇒ 平成28年8月下旬
2 回目の通知 ⇒ 平成29年2月頃

◆加入者（被保険者）の方の住所へ
直接送付いたします。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは？

先発医薬品と同等の有効成分・効能があると厚生労働省が認めた安価なお薬です。

※すべての先発医薬品にジェネリック医薬品があるわけではありません。

ジェネリック医薬品軽減額通知とは？

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方に、**1ヶ月分の自己負担額軽減可能額等**をお知らせするものです。

協会けんぽでは、**加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られる**ほか、**健康保険財政の改善にもつながる**ことから、「ジェネリック医薬品」の使用を促進しており、その取組みの一環として、ジェネリック医薬品軽減額通知を実施しています。

ジェネリック医薬品への切り替えによる効果

平成26年度に実施した通知サービスにより、約88万人の加入者の方にジェネリック医薬品に切り替えていただき、医療費の削減額は、**年間157.7億円（単純推計）**となりました。

平成21年度から26年度まで（6年間）の軽減効果額の累計は、**約414億円（単純推計）**となりました。皆さまのご協力ありがとうございます。

※この通知サービスは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。

ジェネリック医薬品を知ってもらうこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。

※使用できる病気（効能）が異なるときや在庫がないなどの理由で、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もあります。

◆ 今後の通知を希望されない方は ◆

お手数ではございますが、下記へご連絡頂きますようお願いいたします。

お問い合わせ先 全国健康保険協会（協会けんぽ）茨城支部 企画総務グループ TEL 029-303-1580



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>
☎029-303-1500（代表）

厚生年金保険・健康保険の 各種申請書等の提出先一覧表

郵送による書類提出にご協力をお願いいたします

厚生年金保険・健康保険 への加入に関する手続

【事業所関係】

- 新規適用届
- 適用事業所 所在地・名称変更届
- 事業所関係変更（訂正）届
- 適用事業所全喪届 等

【被保険者資格関係】

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被扶養者（異動）届
- 被保険者氏名変更届
- 被保険者生年月日訂正届
- 被保険者住所変更届
- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届
- 育児休業等取得者申出書
- 被保険者育児休業等終了時報酬月額変更届
- 年金手帳再交付申請書 等

年金事務所で受け付けした書類は、全て茨城事務センターに回付されます。

なお、茨城事務センターでは窓口受付は行っておりませんので、届書等は直接郵送していただくよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

郵送

日本年金機構 茨城事務センター 管理・厚生年金適用グループ

〒310-8570

（事務センター名と郵便番号だけで届きます）

ホームページアドレス

<http://www.nenkin.go.jp/>

「日本年金機構」で検索してください。

日本年金機構

検索

健康保険の給付や任意継続 等に関する手続

【健康保険給付関係】

- 健康保険給付（療養費、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、高額療養費、埋葬料等）の申請書
- 限度額適用認定申請書

【任意継続被保険者関係】

- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者氏名・住所変更届
- 任意継続被扶養者（異動）届 等

【保険証関係】

- 健康保険被保険者証再交付申請書

【保健事業関係】

- 生活習慣病予防健診申込書
- 特定健康診査受診券申請書 等

【レセプト関係】

- 第三者行為による傷病届

資格取得、被扶養者の追加、氏名・生年月日の訂正等による保険証の発行は、日本年金機構から情報提供を受けて協会けんぽが行います。

なお、決定通知書等は日本年金機構 茨城事務センターより送付されます。

郵送

全国健康保険協会 茨城支部

〒310-8502

水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

TEL.029-303-1500（代表）

ホームページアドレス

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

「協会けんぽ」で検索してください。

協会けんぽ

検索

詳しくは、お近くの年金事務所または、協会けんぽへお問い合わせください。